

J A F スポーツ資格登録規定

1977年 9月27日制	定	1998年 1月 1日施	行	2005年 8月 2日改	正	2018年 7月25日改	正
1978年 9月27日改	定	1998年 7月27日改	定	2005年11月 1日施	行	2019年 1月 1日施	行
1980年12月 2日改	定	1999年 1月 1日施	行	2006年 8月 6日改	正	2021年 8月11日改	正
1981年 7月22日改	定	1999年 7月28日改	正	2006年11月 1日施	行	2022年 1月 1日施	行
1982年11月24日改	定	1999年10月22日改	正	2006年11月30日改正施行		2022年 3月28日改	正
1983年 2月17日改	定	2000年 3月28日改	正	2008年11月27日改正施行		2022年 4月 1日施	行
1984年 2月16日改	定	2000年 4月 1日施	行	2011年 1月 1日改正施行		2022年 8月 2日改	正
1984年 7月18日改	定	2000年 8月 1日改正施行		2011年11月24日改	正	2022年11月 1日施	行
1990年 1月 1日改	定	2000年10月26日改	正	2012年 4月 1日施	行	2022年11月30日改	正
1990年10月23日改	定	2000年11月 1日施	行	2012年11月29日改	正	2023年 3月 1日施	行
1993年10月20日改	定	2001年 1月 1日施	行	2013年 1月 1日施	行	2024年 7月26日改	正
1993年12月 2日施	行	2001年 3月30日改	正	2014年 1月30日改	正	2024年 8月 1日施	行
1994年10月13日改	定	2001年 5月 1日施	行	2014年 4月 1日施	行	2025年 4月 1日改正施行	
1995年 4月 1日施	行	2001年10月19日改	正	2014年11月27日改	正	2026年 3月11日改	正
1995年10月 5日改	定	2001年11月 1日施	行	2014年12月 1日施	行	2026年 5月 1日施	行
1996年 1月 1日施	行	2002年 7月31日改	正	2015年 7月30日改	正	2026年 7月23日改	正
1996年12月 3日改正施行		2003年 1月 1日施	行	2015年11月 1日施	行	2026年 8月 1日施	行
1997年10月23日改	定	2004年 8月 3日改	正	2017年 7月27日改	正		
1997年11月27日改	定	2004年10月 1日施	行	2017年11月 1日施	行		

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車競技に参加する参加者および運転者ならびに審判員のために国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則およびJ A Fの国内競技規則に準拠してJ A Fスポーツ資格登録規定を定め、許可証を発給する。

本規定に基づき許可証の発給を受ける者は、その許可証の効力を有する期間においてJ A Fの個人会員でなければならない。ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。

なお、国際競技運転者許可証の発給を受ける者は、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則L項に従うものとする。

第2章 許可証の種類

J A Fは、次の許可証を本規定に従って発給する。

1. 競技許可証
2. 公認審判員許可証
3. エキスパートライセンス

第3章 競技許可証

第1条 競技許可証の種類と有効な競技会

1. 競技許可証の種類は、次の通りとする。
 - 1) 国際許可証
 - (1) 国際競技運転者許可証（A、B、C-C、C-R、ドラッグレース、ソーラーカー）
 - (2) 国際競技参加者許可証
 - 2) 国内許可証
 - (1) 国内競技運転者（兼参加者）許可証（A、B）
 - (2) 限定国内競技運転者許可証A
 - (3) 国内競技参加者許可証

なお、許可証上の所持者名は、国際許可証の場合はローマ字を用い、国内許可証の場合はカタカナ、またはローマ字を用いる。

また、競技運転者許可証について、国内競技規則8-11により仮名の使用が認められた場合でも、本名を併記しなければならない。

2. 競技許可証ごとに有効な競技は、別に定める場合を除き、次の通りとする。

なお、競技運転者許可証の等級は、国際スーパーライセンス（F I Aが発行する）を最上位とし、以下、国際A、B、C - C、C - R、国内A、Bの順とし、上位の許可証は下位の許可証が有効なすべての競技に有効である。

1) 国際競技運転者許可証

許可証の種類	有効な競技（F I Aによる分類）
スーパーライセンス	F 1 世界選手権
A	パワーウェイトレシオが1 kg/hp以下のすべての車両に必要。
B	パワーウェイトレシオが1 kg～2 kg/hp間のすべての車両に必要。
C - C	パワーウェイトレシオが2 kg/hpを超えるすべてのサーキットカー、およびF I A オートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。
C - R	パワーウェイトレシオが3 kg/hpを超えるすべてのロードカー、および国際格式のラリー、クロスカントリー、ヒルクライムに必要。
ドラッグレース	国際格式のドラッグレース（参加できる車両タイプごとに5種類の許可証がある。本規定第4条参照）

2) 国際競技参加者許可証

F I A 国際スポーツカレンダーに登録された競技会およびJ A F 公認の国内格式以下の競技会に競技参加者として有効である。

3) 国内競技運転者許可証

A：J A F 公認の国内格式以下の競技会に競技運転者および競技参加者として有効である。

B：レースを除くJ A F 公認の国内格式以下の競技会に競技運転者および競技参加者として有効である。

4) 限定国内競技運転者許可証A

本規定第2条2. 項に定めるJ A F 公認の国内格式以下のレース競技会に競技運転者として有効である。

5) 国内競技参加者許可証

J A F 公認の国内格式以下の競技会に競技参加者として有効である。

なお、J A F 発給の競技運転者許可証の所持者本人が競技運転者としてJ A F 公認の国内競技に参加する場合に限り、その競技運転者許可証は競技参加者許可証を兼ねることができるものとする。

第2条 競技許可証の新規申請

1. 競技運転者許可証

1) 新たに競技運転者許可証を申請する者は、日本の普通自動車以上の運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所有者でなければならない。

ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。

何らかの障がい者手帳を持つ者は、許可証を取得する適性についてJ A F の審査を受け、承認を得なければならない。

2) 上記1) の要件を満たし、かつ次の（1）～（6）のいずれかの条件を満たしたものは、各項に定める国内競技運転者許可証の新規申請を行うことができる。

（1）クローズド競技参加によるもの。

J A F 登録クラブが開催するスピード競技またはラリーのクローズド競技会に1回以上出場した者：

・国内Bを申請することができる。

ただし申請の際に当該クラブの代表者の証明を必要とする。

（2）J A F 認定の講習会の受講によるもの。

①「Bライセンス講習会」を受講した者：

・国内Bを申請することができる。

②講習会開設規定第19条2. または4. の受講資格を満たし、「国内Aライセンス講習会」を受講し合格した者：

・国内Aを申請することができる。

(3) 推薦によるもの。

① J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

・国内Bを申請することができる。

② J A F 公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者：

・国内A以上を申請することができる。

ただし国際競技運転者許可証については、J A Fで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

(4) C I K - F I A カート国際ドライバーライセンスEの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内A以下の許可証を申請できる。

(5) 申請の前年、または前々年にカートのC I K世界選手権、あるいはC I Kワールドカップの最終認定順位（シリーズランキング）にて3位以内の者は、競技運転者許可証国際B以下の許可証を申請できる。

(6) 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証、またはカート国内Aライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内Bの許可証を申請できる。

J A Fは申請に基づき、審査のうえ当該申請者に対し、所定の自動車競技運転者許可証の発給を行うこととする。

以上のいずれかの条件を満たした者は、申請時に「健康管理事項」を確認の上で必要事項と写真1枚をJ A Fに申請するものとする。

なお、上記(1)～(3)の条件を満たした者の申請については、申請資格取得後30日以内に申請しなければならない。

3) 国際競技運転者許可証の新規申請を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A eラーニングによる安全講習を受けなければならない。

4) 本規定第3条5に定める国際C-C（C-R除外）および限定国内競技運転者許可証Aの新規申請を行う者は、J A Fの指定する安全講習を受けなければならない。

2. 限定国内競技運転者許可証A

1) 満15歳に達した後初めて迎える4月1日から満18歳に達する日まで、次の(1)、(2)および(3)の条件を満たす者は、フォーミュラ車両または、J A Fが特に認めたフォーミュラ車両に準ずる車両によるJ A F公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。

(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。

①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞

ただし、F P - 3部門は、年間総合順位2位以内に入賞とする。

②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

③国内外を問わず、C I K - F I Aのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

(2) J A F認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその学科試験に合格すること。

(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。

2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請時に「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)をJ A Fに申請すること。

(1) J A F認定のAライセンス講習会受講および学科試験合格証明（上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある）。

(2) 前項(1)の実績を証明する書類

(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類（公的な書類）および印鑑証明

(4) 写真1枚

3) 限定Aライセンスの有効期間は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国内競技運転者許可証Aの許可証料と同一とする。

4) 限定Aライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。限定Aライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人（以下「チーム」という。）に所属し、そのチームが参加する1)項のレースに当該チームの競技運転者として参加すること。

5) 限定Aライセンスを所持する者が満18歳に達した後の取扱い、以下の通りとする。

- (1) 限定Aライセンスを年度更新することにより、満19歳に達する年の限定Aライセンスを取得することができる。
- (2) 満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得し、J A F 個人会員となることにより、限定Aライセンスから国内競技運転者許可証Aへの移行申請（以下「移行申請」という。）を行うことができる。

もし、上記期限までに手続きしない場合は、移行申請の資格を失う。

- (3) 移行申請により、所持する限定Aライセンスと同一年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必要としないが、翌年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、国内競技運転者許可証Aの許可証料の支払を必要とする。

6) 限定Aライセンスによる出場実績は、国際競技運転者許可証への上級申請時の実績とする。

7) J A F 登録クラブまたは登録団体からの推薦による限定Aライセンスの取得申請は認められない。

3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証

1) 本規定においてソーラーカーとは、車両に搭載したソーラーパネルから蓄電池を介し直接的に駆動力を得る競技用車両をいう。

2) 次の(1)または(2)の条件を満たす者は、クローズドコースにおいて開催されるJ A F 公認のソーラーカー競技（国際格式以下）にのみ参加できる、限定国際ソーラーカー競技運転者許可証（以下「国際ソーラーカーライセンス」という。）を申請することができる。

(1) 満16歳以上でJ A F 認定の国際ソーラーカーライセンス講習会を受講し、かつ筆記試験に合格した者

(2) 国内競技運転者許可証Aの所持者

3) 国内競技運転者許可証BまたはAの所持者が、国際ソーラーカーライセンスを取得する場合は、既に所持する許可証と併せて所持することができる。

4) 国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする者は、申請時に「健康管理事項」を確認の上で下記(1)から(2)をJ A F に申請すること。

(1) J A F 認定の国際ソーラーカーライセンス講習会受講および筆記試験合格証明（上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある）、または所持する国内競技運転者許可証A。

(2) 写真1枚

なお、満16歳以上18歳未満の者が国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする場合は、上記(1)から(2)までの書類の他に、国際ソーラーカーライセンス取得に関する親権者の自筆による同意書、および印鑑証明を添付して申請すること。

5) 国際ソーラーカーライセンスの有効期限は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国際競技運転者許可証C-Cの許可証料と同一とする。

6) 国際ソーラーカーライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。

国際ソーラーカーライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人（以下「チーム」という。）、もしくは個人に所属し、そのチームもしくは個人が参加するソーラーカー競技に当該チームの競技運転者として参加すること。

7) 国際ソーラーカーライセンスを所持する満16歳以上18歳未満の者が満18歳または19歳に達する年の取扱いは、以下の通りとする。

(1) 国際ソーラーカーライセンスを年度更新することにより、満18歳に達する年の国際ソーラーカーライセンスを取得することができる。

(2) 満19歳に達する年の国際ソーラーカーライセンスを取得する場合は、年度更新に際してJ A F 個人会員となること。

8) 国際ソーラーカーライセンスによるソーラーカー競技会への出場実績が無くても、年度更新することにより、国際ソーラーカーライセンスを所持することができる。

9) J A F 登録クラブまたは登録団体からの推薦による国際ソーラーカーライセンスの取得申請は認められない。

4. 競技参加者許可証

国内または国際の競技参加者許可証は、満18歳以上の個人、法人、クラブまたは団体名で申請し、交付を受けることができる。

ただし、法人、クラブまたは団体の場合は、そのしかるべき責任者の名前によって申請しなければならない。

第3条 競技許可証の上級申請

競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

何らかの障がい者手帳を持つ者は、許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならない。

なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そのつど競技長により成績（順位）認定された記録をいう。（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）

注）「日本選手権」とは、J A F の全日本選手権または地方選手権をさす。

1. 国内Bから国内Aへの申請：

A ライセンス講習会受講前24ヵ月以内に次の a. ～ c. のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。

a. J A F 公認競技会（クローズドを除く）に1回以上出場

b. J A F 公認のレーシングコースにおいて25分以上のスポーツ走行の経験（走行したコースからの走行証明を所持していること）

c. J A F 公認ソーラーカーレースに出場

2. 国内Aから国際C－Rへの申請：

国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内に J A F 公認競技に10回以上、そのうちラリー、ヒルクライム競技に5回以上の実績がある者。

3. 国内A、限定Aまたは国際C－Rから国際C－Cへの申請：

国内A、限定Aまたは国際C－Rの所持者で、申請前24ヵ月以内に J A F 公認競技に10回以上、そのうちレースに5回以上の実績がある者。

（ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。）

4. C I K－F I A カート国際ドライバーライセンスEから国際C－Cへの申請：

C I K－F I A カート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内に J A F 公認カート競技に10回以上の実績がある者。

5. 年齢が満16歳以上満18歳未満で、上記3. に定める申請条件を満たした者または「C I K－F I A カート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内に J A F 全日本カート選手権競技に10回以上の実績がある者」は、ライセンス取得に関する親権者の同意を得た上、参加できる競技が限定された国際C－Cの申請を可能とするが、取扱いは以下の通りとする。

1）日本国内で開催される競技への参加は、フォーミュラ車両によるレースに限る。また、海外で開催される国際C－Rが有効な競技会への参加は、認められない。

2）競技が限定された国際C－Cを取得しようとする者は、所定の申請に加え、ライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類（公的な書類）および印鑑証明を提出すること。

3）競技が限定された国際C－Cは競技参加者許可証を兼ねないものとする。競技が限定された国際C－Cを所持する者は、競技参加者許可証を所持するチームに所属し、そのチームが参加するレースに当該チームの競技運転者として参加すること。

4）競技が限定された国際C－Cを所持する者が満18歳に達した後の取扱いは、以下の通りとする。

（1）競技が限定された国際C－Cを年度更新することにより、満19歳に達する年の競技が限定された国際C－Cを取得することができる。

（2）満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得し J A F 個人会員となることにより、競技が限定された国際C－Cから国際C－Cに移行申請を行うことができる。もし、上記期限までに手続きしない場合は、移行申請の資格を失う。

（3）移行申請により、所持する競技が限定された国際C－Cと同一年の国際C－Cを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必要としないが、翌年の国際C－Cを取得する場合は、国際C－Cの許可証料の支払を必要とする。

5）競技が限定された国際C－Cによる出場実績は、国際Bおよび国際Aへの上級申請時の実績とすることができる。

6. 国際Bへの申請：

国際C－Cの所持者で、申請前24ヵ月以内に J A F 公認レースに5回以上の実績がある者

7. 推薦による申請：

J A F 公認クラブおよび特別団体の代表者の推薦を受けた者。

ただし、国際競技運転者許可証については、J A F で審査を受け、承認された者でなければ発給されない。

第4条 国際ドラッグレース許可証

国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章9「ドラッグレーシングライセンス」に基づき、下記の通り国際ドラ

ッグレース許可証（以下“D R”と略す）を発給する。

1. 許可証の種類：

下記の通り5種類の許可証を発給する。なお、同一車両カテゴリー（タイプ）に限り上位の許可証は、下位の許可証のすべてに有効である。

- 1) タイプAクラス1（A， 1）：
車両タイプAのすべてのクラスに有効。
- 2) タイプAクラス2（A， 2）：
車両タイプAのうち、クラス2以下のすべてのクラスに有効。
- 3) タイプBクラス1（B， 1）：
車両タイプBのすべてのクラスに有効。
- 4) タイプBクラス2（B， 2）：
車両タイプBのうち、クラス2以下のすべてのクラスに有効。
- 5) タイプCクラス1（C， 1）：
車両タイプCのすべてのクラスに有効。

（注）車両のタイプ

タイプA	タイプB	タイプC
トップフューエル（TF） トップアルコールドラッグスター（TAD） トップガスドラッグスター（TGD）等	ファニーカー（FC） トップアルコールファニーカー（TA/FC）等	プロストックカー（PS）等

2. 申請条件：

国内競技運転者許可証A以上の所持者であること。なお、国際ドラッグレースライセンスは、常に国内Aライセンス以上のサーキットドライバーズライセンスに追加して発給される（国際ドラッグレースライセンスは単独で発給されない）。

3. 許可証の申請：

1) 国内A以上のライセンスからの取得条件：

（1）DRクラス2への新規申請：

①（A， 2）への申請：

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプA車両で2回以上完走（成績認定を受ける）した者。

②（B， 2）への申請：

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプB車両で2回以上完走（成績認定を受ける）した者。

（2）DRクラス1への新規申請：

①（A， 1）への申請：

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプA車両で4回以上完走（成績認定を受ける）した者。

②（B， 1）への申請：

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプB車両で4回以上完走（成績認定を受ける）した者。

③（C， 1）への申請：

当該申請12ヵ月以内にJ A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプC車両で2回以上完走（成績認定を受ける）した者。

2) DRクラス2からDRクラス1への上級申請：

（1）DR（A， 2）からDR（A， 1）への申請：

当該申請12ヵ月以内に、J A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプA車両で2回以上完走（成績認定を受ける）するか、国際格式のドラッグレース競技会にタイプA車両（2クラス以下）で1回以上完走（成績認定を受ける）した者。

（2）DR（B， 2）からDR（B， 1）への申請：

当該申請12ヵ月以内に、J A F公認国内ドラッグレース競技会（地方格式以上）にタイプB車両で2回以上完

走（成績認定を受ける）するか、国際格式のドラッグレース競技会にタイプB車両（2クラス以下）で1回以上完走（成績認定を受ける）した者。

注）1. 「成績認定を受ける」とは、競技区間のタイム計測を受け競技結果にて競技長から成績認定された者。失格、リタイアの場合は、実績とはみなさない。

2. 競技出場の実績はそのつど競技長によって成績認定された記録によって証明される。

4. 他のタイプの許可証の共有：

個別にライセンスを取得していない限り、他のタイプの車両で出場することはできない。

他のタイプの許可証の併有については、取得を希望するタイプのライセンスに要求される上述の条件を個別に満足すること。

5. 推薦による申請：

J A F 公認クラブまたは特別団体の代表者の推薦を受け、J A F 審査の結果承認された者は国際ドラッグレースライセンスを取得できる。

6. 国際ドラッグレース許可証料：

国際ドラッグレース許可証料は、国際運転者C－Cの許可証料と同額とする。国内Aの所持者は現有許可証料との差額とし、国際C－C以上の所持者はあらためて許可証料を必要としない。

また、2種目以上を併用する場合もあらためて許可証料を必要としない。

7. 補足：

1) 以下の車両については、国内競技会ドラッグレースにおいても、次のライセンスが必要とされる：

車両	T F	T A D	F C	T A / F C	P S
ライセンス	国際ドラッグA, 1	国内A以上	国際ドラッグB, 1	国内A以上	国内A以上

第5条 競技許可証の有効期間と年度更新申請

競技許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。（国内競技規則8－5参照）

ただし、競技運転者許可証の発行日以後に、何らかの障がい者手帳を取得し、自動車の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、許可証を所持する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

また次年度内に更新手続きを行わない場合はその資格を失う。なお更新手続きは所定の申請書に必要事項を記入し、J A F各地方本部あて提出するものとする。

なお、国際A・B許可証については国際モータースポーツ競技規則付則L項に定められている更新の条件にも従うこと。

第6条 競技許可証の適用を免除される競技会

J A Fの登録クラブが主催し、J A Fに届け出たクローズド競技会（レースを除く）においては、当該クラブの会員証をもって競技許可証に代用することができる。（国内競技規則2－13および8－1参照）

第7条 申請手続の代行

J A F登録クラブおよび団体（特別団体を除く）はその所属員のために、またライセンス講習会の主催者はその受講者のために競技許可証、審判員許可証の新規申請または更新申請の手続を代行することができる。

第8条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項

1. J A Fは他のA S Nによって発給され、かつ有効期間中の競技許可証の所持者に対しては、競技許可証を発給しない。（国内競技規則8－3参照）

他のA S N発給の競技運転者許可証からJ A Fの許可証に国際モータースポーツ競技規則に則って切り替える場合、当該A S Nから当該ライセンスを返却した証明を必要とする。（前年度まで認める。）

2. J A F発給の競技許可証の所持者は日本国外の競技会に参加する場合は、許可証へのF I A国際競技規則付則L項に定める記載をもって、本連盟の事前承認を得たものとする。

3. すべての競技許可証は国内競技規則による資格停止または資格取り消し処分をされた場合、その許可証は、直ちにJ A Fに返上しなければならない。

4. 競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康管理カードに記載されている「健康管理事項」を遵守

し、必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。

5. 競技運転者許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た障がいのある者は、競技会参加申込時に当該条件についてオーガナイザーに申告しなければならない。

6. 競技運転者許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た障がいのある者は、F I A が所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・シンボルをオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも50%のサイズ（いかなる場合も最低8cm²の大きさ）とする。

○F I A 国際競技運転者許可証の上級申請について

国際C－C許可証へ上級申請する場合、申請前24ヵ月以内の競技会出場実績が義務付けられているが、当該上級申請資格を満たした場合は、当該24ヵ月以内期間終了から許可証申請事務取扱期間として30日以内に申請を行うこと。

○競技参加者および運転者許可証料

「競技参加者および運転者許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

(消費税込)

種 別	区 分	許可証料	種 別	区 分	許可証料
国内運転者 A および限定 A	新 規 更 新	4,100	国際運転者 A	新 規 更 新	14,800
	再発行	2,100		再発行	7,400
国内運転者 B	新 規 更 新	3,100	国際運転者 B	新 規 更 新	12,700
	再発行	1,500		再発行	6,400
国際参加者	新 規 更 新	12,700	国際運転者 C－C および C－R	新 規 更 新	10,500
	再発行	6,400		再発行	5,100
国内参加者	新 規 更 新	6,400			
	再発行	3,100			

※国際C－Rおよび国際ドラッグレースは、国際運転者C－Cの許可証料を適用する。

※同一年度内において上位許可証を取得（上級申請）した場合は、その差額の許可証料を必要とする。（ただし、限定国際ソーラーカーと国内A、または国内Bを併有する場合は、それぞれの料金を必要とする。）

※許可証発給後、競技運転者許可証または競技参加者許可証を所持する者の都合により、同一年内にその資格の降格、または名称の変更を行う場合は改めて発給する許可証の再発行料金を必要とする。ただし、戸籍上の氏名変更によるものは、その料金を必要としない。

なお、競技運転者許可証を降格した後に再度上級申請する場合は、所定の申請条件を満たさなければならない。

第4章 公認審判員許可証

第9条 公認審判員

J A F の公認競技会には、国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則に精通し、かつ自動車競技に関する総合的知識をもち、判定能力を有し、公平無私である公認審判員が競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長をいい、役務とは監督の指揮下で定められた仕事をするをいう。判定権をもたない補助員は公認審判員でなくともよい。

なお、公認審判員許可証の取得に際して、申請者に対し普通運転免許証以上所持の有無については問わない。

第10条 公認審判員許可証の分類および有効である競技会

公認審判員はその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。審判員許可証の分類およびその許可証で執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類の審判員許可証でもよい。

1. 役務の分類

「技術委員」許可証：技術委員、車両検査員、補給監察員、

審判員 (j u d g e s o f f a c t)

「コース委員」許可証：コース委員、信号員、スタート審判員、

審判員 (j u d g e s o f f a c t)

「計時委員」許可証：計時委員、スタート合図員、決勝審判員

2. 許可証を次の級に区分し競技会の格式別における執行権限を決める

公認審判員許可証 B：レースを除く競技会においてのみ有効であり下記の執行権限をもつ。ただし、「国内競技」までのレースでは役務に限り執行できる。

B 3 級 「国内競技」までの役務および「地方競技」までの事務局長の執行ができる。

B 2 級 「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

B 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

公認審判員許可証 A：レースを含むすべての競技会に有効であり下記の執行権をもつ。

A 2 級 「準国内競技」までの監督およびすべての競技における役務の執行ができる。

A 1 級 すべての競技における監督および役務の執行ができる。

第11条 公認審判員許可証の新規申請

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、申請時に必要事項を J A F に申請するものとする。

1. B 3 級への新規申請

- 1) J A F 競技運転者許可証の所持者。
- 2) J A F 認定の B ライセンス講習会を受講した者。
- 3) J A F 準加盟、加盟、公認クラブおよび加盟、公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- 4) J A F 公認競技会において公認審判員役務の補助員を務めた者。

ただし、その競技会主催クラブ代表者の証明を必要とし、申請できる分類は、補助員を務めた役務に限る。

*ただし、2)、3)、4)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項と写真1枚を J A F に申請しなければならない。

2. B 2 級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証 (A 、 B 、 C - C 、 C - R) の所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) J A F 加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項と写真1枚を J A F に申請しなければならない。

3. A 2 級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証 A 、 B 、 C - C の所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項と写真1枚を J A F に申請しなければならない。

第12条 公認審判員許可証の上級申請

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのち J A F の審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード競技のクローズド競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

*以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項を J A F に申請しなければならない。

1. B 3 級所持者で B 2 級への申請

- 1) B 3 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で5回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会 (当該役務の講習会) を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

2. B 3 級所持者で A 2 級への申請

- 1) B 3 級取得後、申請に先立つ24ヵ月以内に J A F 公認の競技会で7回以上 (うちレース2回以上を含むこと) の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。

- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
3. B 2 級所持者で B 1 級への申請
- 1) B 2 級取得後、申請に先立つ 24 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でラリーまたはスピード競技において 6 回以上（うち準国内競技の監督 2 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
4. B 2 級所持者で A 2 級への申請
- 1) B 2 級取得後、申請に先立つ 24 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース 2 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
5. B 1 級所持者で A 1 級への申請
- 1) B 1 級取得後、申請に先立つ 24 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース 3 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
6. A 2 級所持者で B 1 級への申請
- 1) A 2 級取得後、申請に先立つ 24 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でラリーまたはスピード競技において 4 回以上（うち準国内競技の監督 1 回以上を含むこと）の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
7. A 2 級所持者で A 1 級への申請
- 1) A 2 級所持者で A 1 級へ申請する者は、A 2 級取得後、申請に先立つ 24 ヶ月以内に J A F 公認の競技会でレース 3 回を含む 6 回以上の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。
- 2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
8. 監督または役務の執行を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が認定した記録等によって証明される。
- ※本項の「申請に先立つ 24 ヶ月以内」とは、J A F 認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大 24 ヶ月以内の期間を指す。

第13条 公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の 12 月 31 日までとする。

なお、更新手続きは必要事項を J A F に申請するものとする。

第14条 資格の停止および取り消し

公認審判員の重大な規則違反、または J A F および自動車スポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、モータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することがある。（国内競技規則 11-1、11-11、11-13 参照）

○公認審判員許可証料

「公認審判員許可証 A および B の許可証料」は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

（消費税込）

種 別	区 分	許可証料
審判員 1 級	新規更新	5,100
	再発行	2,600
審判員 2 級	新規更新	4,100
	再発行	2,100
審判員 3 級	新規更新	3,100
	再発行	1,500

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

- 同一年度内において上位クラスを取得した場合……その差額とする。
- 公認審判員許可証を2種目以上併有の場合……最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（消費税込）を加算する。

第5章 エキスパート・ライセンス

モータースポーツ競技の普及、指導、運営にあたる有識者に対し、J A Fはモータースポーツ審議会に諮り、審査の上で「エキスパート・ライセンス」を発給する。

第15条 資格権限

1. 国内で有効なすべてのスポーツ資格登録許可証の資格権限を有する。
2. 大会審査委員長に指名される資格を有する。
3. 講習会主任講師に指名される資格を有する。
4. J A Fの特認事項に関し適格者として年度登録される。
5. J A Fの委嘱があった場合、国内で開催される公認競技会を査察し、現況を報告できる。

第16条 資格登録者の義務

1. 本資格審査は年度毎に、所定の時期に行われ、資格を認められた者は年次登録を行うものとする。
継続して登録する者は更新手続きを行う。
1年以上登録をしなかった場合は再度審査を必要とする。
2. 本資格登録者は、年度に有効な国内諸規則に精通するとともに、競技会、講習会において模範的な運用に努力しなければならない。
3. 本資格登録者は、J A Fから要請を受けた場合、国内モータースポーツに関する提言を行う。

第17条 新規申請の条件

1. J A F会員であること。
2. J A F競技運転者許可証国内A以上の所持者または公認審判員許可証1級以上の所持者。
3. モータースポーツ活動についての30年以上の経験者。
4. 後進の指導・育成、地域での貢献等、モータースポーツ全般に貢献してきた者で、本資格登録の審査に十分な自らの活動実績を提出できること。

第18条 申請および審査

本資格登録の新規申請は毎年5月末日までとし、その審査は原則として毎年1回とする。
登録は許可証の発行日よりその年度の12月31日まで有効である。

第19条 許可証料

新規登録申請料……………31,900円（消費税込）
年度更新申請料……………15,800円（消費税込）

第6章 本規定の施行

第20条 本規定の施行

本規定は、2026年8月1日より施行する。

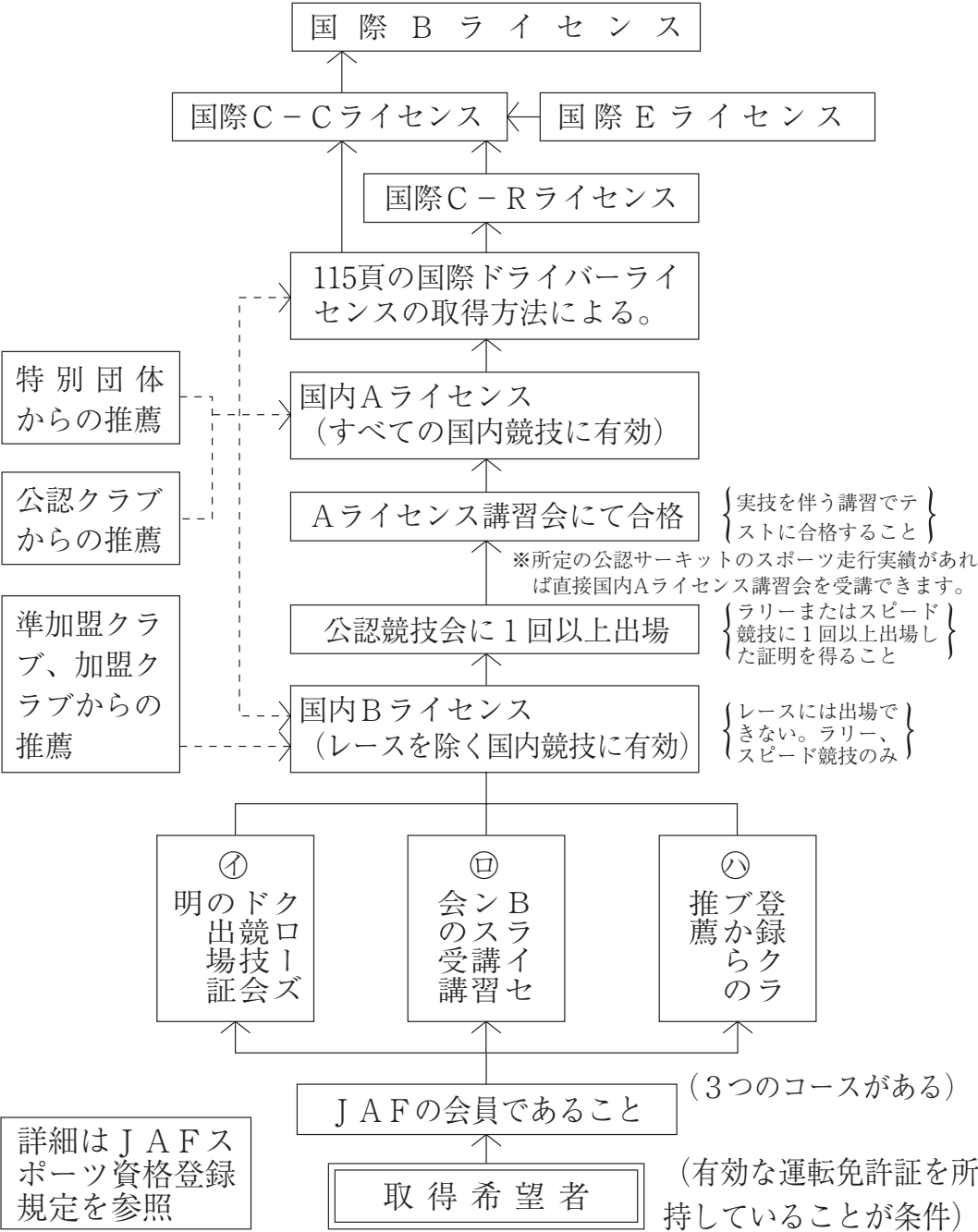
競技運転者許可証の有効一覧表

◎印有効

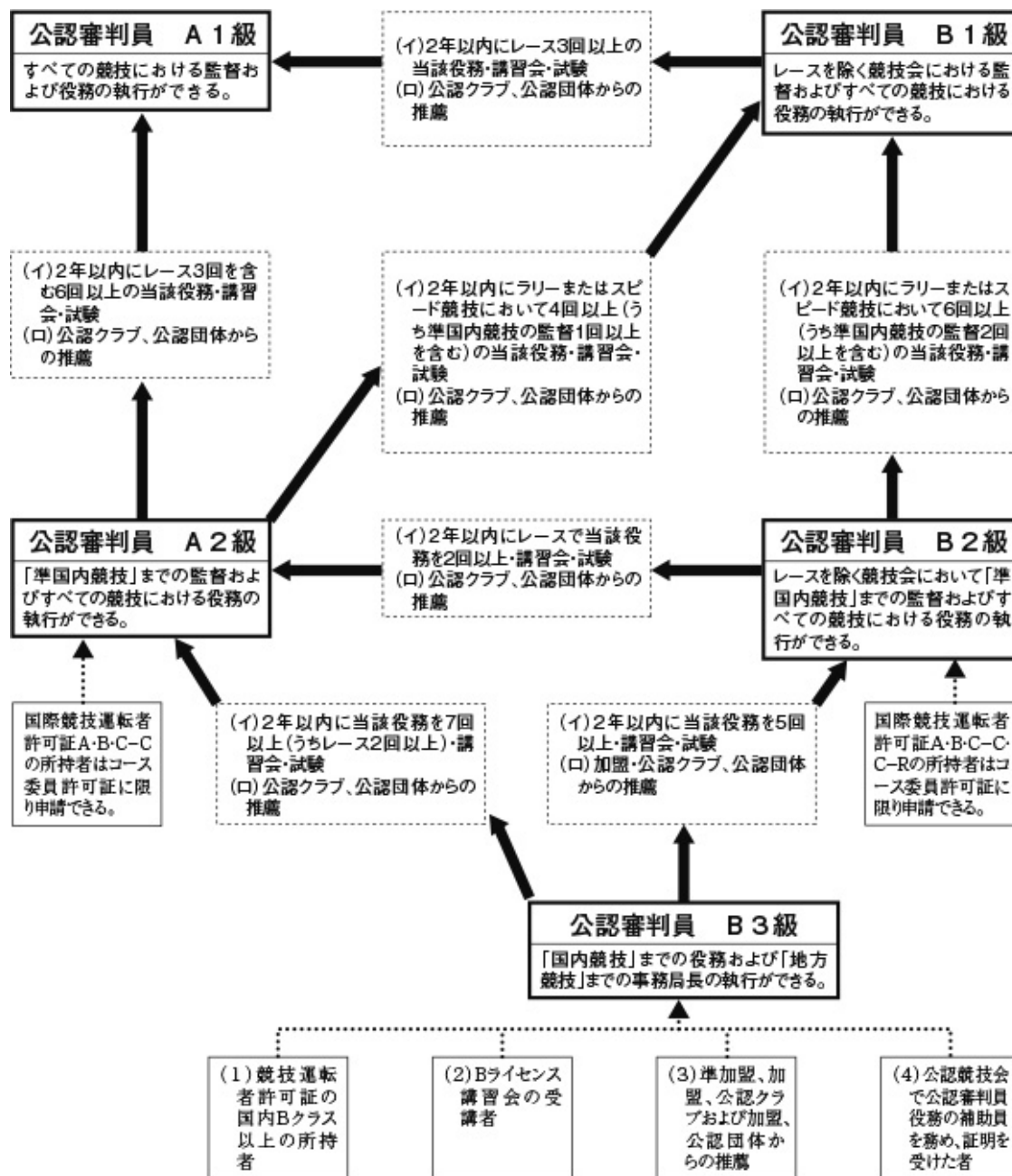
競技会 許可証	国際のライセンス種別 に該当するレース	国際のラリー、 スピード競技	国内競技以下のレース (クローズドを含む)	国内競技以下の ラリー	国内競技以下の スピード競技
F I A 国際競技許可証 A、B、C－C	◎	◎	◎ (地方競技を除く)	◎	◎ (地方競技を除く)
F I A 国際競技許可証 C－R	――	◎	◎	◎	◎ (地方競技を除く)
J A F 国内競技許可証 A	――	――	◎	◎	◎
J A F 国内競技許可証 B	――	――	――	◎	◎

コンペティション・ドライバーズ・ライセンス
競技運転者許可証の取得方法

競技許可証（通称ライセンスという。）には、参加者（エントラント）と運転者（ドライバー）用とがあるが、ここでは、その取得について段階が定められているドライバーズライセンスの取得方法を、下記のプロセスチャートによって示す。



「公認審判員許可証 B」・「公認審判員許可証 A」
の取得方法および役務執行権限



国際ドラッグレースライセンスの取得方法

